

## 異業種交流プラザ弔慰規定

第1条 本プラザ規定第 19 条の目的に基づき、会員の弔事に際しては、この規定の定めるところにより弔慰金等を贈る。

第2条 弔慰金についてその種類と支出金額の限度は次の通りとする。

(本人の死亡弔慰金)

香典代 10,000円

第3条 第1条の贈与は全て本会名（異業種交流プラザ）でこれを行う。

第4条 前条の規定にかかわらず、花輪、弔電など特別に必要と判断される場合は会長がこれを決するものとする。

制定実施 令和6年9月